

産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業の申請・届出

に関するよくある質問

【新規許可申請】

● 許可について

Q 1. 許可取得までのおおよその流れを知りたい。

A 1. 申請に先立ち、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが主催する講習会を受講し、修了証を得てください。(申込方法は、新規申請要領の P4 に記載)

次に、申請書に添付する住民票などの必要書類(新規申請要領の P14~16 に記載)を取得するとともに、申請書様式に必要事項を記載し、申請書類を完成させ、窓口(県民局環境課又は政令市の担当課)において申請、手数料を納付してください。内容に問題がなく、許可の基準に適合している場合、許可証を発行し、お渡しします。

Q 2. 申請から許可が得られるまでの期間はどのくらいですか。

A 2. 標準的な処理期間は約 2 ヶ月です。ただし、書類の補正期間は含まれませんので、ご注意ください。(申請要領 P8~13 に記載)

Q 3. 許可の有効期限はいつまでですか。

A 3. 許可の有効期限は 5 年です。(優良認定を受けた場合は 7 年)

Q 4. 許可申請に手数料は必要ですか。

A 4. 申請手数料は 81,000 円です。(産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請の場合)

なお、納付方法は、提出先により異なりますので、ご注意ください。(申請要領 P7~13 に記載)

Q 5. 許可が失効した場合はどうすればよいか。

A 5. 改めて新規許可申請が必要になります。事業を継続される場合は、許可の有効期限内に更新申請の手続きをお願いします。

Q 6. 個人事業主として産業廃棄物収集運搬業の許可を取得したが、事業を法人化することとなった。この場合に必要な手続きは何か。

A 6. 新しく設立した法人において、新規許可申請の手続きが必要になります。

Q 7. 既に産業廃棄物収集運搬業の許可を有しているが、新たに特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得したい。

A 7. 特別管理産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請の手続きが必要です。

● 講習会の修了証について

Q 1. 講習会の種類が複数あるが、どれを受講すればよいか。

A 1. 新規申請の場合、産業廃棄物収集・運搬過程の新規講習会を受講ください。なお、特別管理産業廃棄物の収集・運搬過程を受講された場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可申請においても使用できます。(新規申請要領 P4 に記載)

Q 2. 講習会の修了証の有効期限はあるか。

A 2. 修了証の有効期限は、新規過程・更新過程のいずれにおいても発行日から5年です。(新規申請要領 P4 に記載)

Q 3. 許可が失効した場合や、個人事業主が法人化する場合に、更新講習会修了証の写しは使えないか。

A 3. 許可が失効し、失効後1年以内に新規許可申請を行った場合に限り、更新講習会修了証の写しを認めています。

また、個人事業主が法人化する場合も、更新講習会修了証の写しを認めています。(兵庫県に申請する場合に限ります。各政令市に申請する場合は、個別にご相談ください。)

Q 4. 講習会の修了証が旧姓です。どうすればよいか。

A 4. 住民票や登記事項証明書で旧姓を確認できない場合は、旧姓を役員名簿や住民票の写しに併記するなど関係性が分かるようにしてください。

● 申請書の記載事項について

Q 1. (第1面) 事業計画の概要の「1. 事業の全体計画」と「2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等」の記載は同じような記載になってもよいか。

A 1. 大丈夫です。「(特別管理) 産業廃棄物の種類」、「予定排出事業場の名称及び所在地」、「予定運搬先の名称及び所在地」の記載内容が矛盾しないか確認してください。

Q 2. (第2面) 運搬施設の概要の、「(2) その他の運搬施設の概要」について、産業廃棄物を収集運搬するための容器はどのようなものが必要ですか。

A 2. 前提として、産業廃棄物が飛散流出しないような車両や容器が必要となります。確認事項としては以下のような内容が挙げられます。

- ・液状、泥状、粉状の廃棄物については、特に飛散流出しないような密閉性を有する容器か。
- ・廃酸、廃アルカリの運搬容器にあっては、腐食などにより漏えいの恐れがないか。
- ・石綿含有産業廃棄物の場合、他の物と区分でき、運搬途中で破碎されないか。
- ・蛍光灯などの水銀使用製品であって、破碎しやすいものの場合、緩衝材のついたもの等で破損による水銀の飛散流出が生じないか。

Q 3. (第2面) 運搬施設の概要の「(2) その他の運搬施設の概要」に記載した運搬容器の写真((第7面) 運搬容器等の写真)は全ての容器の添付が必要ですか。

A 3. 全ての容器の添付が必要です。

Q 4. 「事務所及び事業場等の名称及び所在地一覧表(別紙1)」は、全事務所等の所在地の記載が必要ですか。

A 4. 収集運搬業務に係る事務所や事業場に関する場所を記載してください。

● 提出先について

Q 1. 兵庫県と政令市のどちらに申請すればよいか。

A 1. 1つの政令市(神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市)内だけで収集運搬の事業を行う場合、該当する市に申請書を提出してください。それ以外市町の場合や県内の複数市内で事業を行う場合、他府県でも収集運搬事業を行うのであれば、県に許可申請してください。

Q 2. 兵庫県に申請する場合、窓口はどこになるか。

A 2. 兵庫県の申請窓口は、地方機関(県民局といいます。)のいずれかに提出することとなります。詳細は新規申請要領 P7 を確認してください。

Q 3. 申請先がエリア毎で分かれているようだが、県内全域で事業を行うのであれば複数箇所でも申請する必要があるか。

A 3. いずれか1つの県民局で申請し、兵庫県の許可を取得すれば大丈夫です。

Q 4. ある政令市で産業廃棄物収集運搬業の許可を取得しているが、兵庫県で許可を取得する場合の手続きは何か。

A 4. 兵庫県での許可は初めてになるので、新規許可申請が必要です。なお、県での許可を取得した後は、政令市の収集運搬業の許可は不要となるため、廃止届を当該市あてに提出してください(積替え保管施設を有しない場合)。

【更新許可申請】

Q 1. 更新許可申請を提出したいが、提出先の窓口はどこか。

A 1. 以前に許可を受けた県民局において更新の手続きを行ってください。許可証の知事印で判別することができます。



イメージ図

← 県民局名

Q 2. 更新許可申請を提出したが、新しい許可証はいつもらえるか。

A 2. 許可期限日より前に審査が終わっている場合は、許可証に記載されている許可の

有効年月日の翌日に、許可期限日以降に審査が終了した場合は、終わり次第新しい許可証を発行します（許可日が閉庁日の場合、次の開庁日が発行日になります）。

Q 3. 更新許可申請を提出しているが、許可証に記載されている有効期限の日を迎えた。新しい許可証ができるまで業務を行うことはできないのか。

A 3. 許可期限の日までに更新申請書を提出していれば、業務を行うことは可能です。更新手続きがされている場合、許可期限日までに新たに許可証が発行されなくても、審査が終わるまでの間は従前の許可が有効です。なお、審査の結果、不許可となった場合は、その時点で無効となります。

Q 4. 許可の有効期限が令和 6 年 4 月 30 日までで、修了証に記載されている修了年月日が平成 31 年 4 月 20 日の場合、修了証の有効期限の 5 年を経過していないので、提出書類として有効ですか。

A 4. 令和 5 年 4 月 20 日までに申請された場合は、有効です。なお、既に取得している許可の申請の際に添付した修了証は次の更新許可申請では無効ですので、ご注意ください。

【変更許可申請】

Q 1. 事業の範囲の変更とは何ですか。

A 1. 具体的には、取扱う産業廃棄物の種類を追加する場合は該当します。また、許可証に記載されている品目に限定条件が附いている（「～を除く。」や「～に限る。」といった記載が廃棄物の種類の後ろに記載されている）場合に、その条件を無くす場合も事業の範囲の変更に該当します。

Q 2. 取扱う産業廃棄物の種類を減らす場合も変更許可が必要か。

A 2. 取扱う産業廃棄物を減らす場合は、事業の一部廃止に該当するため、変更許可は不要です。

Q 3. 事業の用に供する施設（車両・運搬容器など）を変更したいが、事業の範囲の変更に該当するか。

A 3. 施設の変更は事業の範囲の変更に該当しません。変更届を提出してください。

Q 4. 新たに積替え保管施設を設置する場合はどうすればよいか。

A 4. 積替え保管を含まない産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している者が、新たに積替え保管施設を含む収集運搬業の許可を取得する場合、変更許可申請が必要になります。ただし、保管施設の設置にあたり、事前の手続きが必要になりますので、まずは県又は政令市の担当者にご相談ください。

【変更届出書】

Q 1. 株主の保有株数が変わったが、変更届の提出は必要ですか。

- A 1. 新たに5%以上の株を保有することになった者、保有しなくなった者などがある場合は必要です。
- Q 2. 社名が変更になったが、新たに許可を取り直す必要があるか。
- A 2. 単なる社名変更の場合は、変更届の提出が必要です。なお、法人の合併・分割等を伴い異なる法人格が事業を継承する場合には、変更届ではなく、当該法人で新規申請が必要ですので、ご注意ください。
- Q 3. 更新申請を行う際、車両に変更が生じていることが判明した。届出が必要か。
- A 3. 更新許可申請と併せて、変更届の提出が必要です。
- Q 4. 代表者に変更があり、新しい代表者名が記載された許可証が欲しい。
- A 4. 兵庫県の許可にあっては、代表者の変更に関する変更届を提出するのに併せて許可証の書換え交付申請を行ってください。政令市の許可については、それぞれの市にお問い合わせください。